

## 岩手県医療費適正化計画の見直しについて

### 1 岩手県医療費適正化計画について

#### (1) 策定の趣旨

- 平成18年度からの国による医療制度改革においては、国民皆保険の維持のため、医療費の適正化を推進するための計画に関する制度が創設され、国や都道府県に住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定め、実効性のある施策の実施が求められることとなったこと。
- このため本県では、高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項の規定に基づき、国が示した「医療費適正化方針」を踏まえ、平成20年4月、岩手県医療費適正化計画を策定しているものであること。

#### (2) 計画期間

平成20年度から平成24年度まで

※ 高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項の規定により5年ごとに見直すこととされているもの

#### (3) 医療費適正化のための取組目標

##### ア 住民の健康の保持の推進

特定健診・特定保健指導実施率の向上、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少

##### イ 医療の効率的な提供の推進

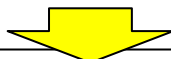
平均在院日数の減少、療養病床の減少

### 2 現行計画の進捗状況

平成22年度末における計画の進捗状況は次頁「参考」のとおりであること。

### 3 次期計画(平成25年度～29年度)において設定すべき目標等

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、都道府県医療費適正化計画の記載事項については、「医療に要する費用の見通し」以外の特定健診・保健指導の実施目標や平均在院日数の短縮に関する目標値等については任意的記載事項となったこと。



これを踏まえ、第二期の医療費適正化基本方針においては、国が一律に各都道府県の目標を示すことはせず、国が示した指標・データや考え方を参考に、各都道府県が地域の実情を踏まえて目標を設定できることとされたこと。また、目標・取組事項として、新たに「たばこ対策」、「後発医薬品の使用促進」が追加されたこと。

### 4 計画の見直しに係る本県の対応等

#### (1) 医療費の見通しの推計について

- ・ 国提供の推計ツールを用い、本県における医療費の動向や人口推計、医療費適正化の取組を踏まえた医療費の将来推計を算定すること。

#### (2) 医療計画と医療費適正化計画の一体的な作成について

次に掲げる理由により、医療計画と医療費適正化計画を一体的に作成する方針としたいこと。

- ・ 基本方針において、医療機関の機能分化・連携等については、両計画の一体的な作成が差し支えないこととされていること。
- ・ 医療費適正化計画における目標や県の取り組むべき施策などの任意的記載事項は、基本的に次期保健医療計画に記載すべき内容と重なるものであること。
- ・ なお、それぞれの目標値は、基本方針や国の目標値・技術的助言等を参考に、本県の実情を踏まえ設定することとする。

【 参 考 】

岩手県医療費適正化計画中間評価（平成22年度末時点）における目標・施策の進捗状況等について

1 住民の健康の保持の推進

(1) 特定健診実施率

37.4%（平成20年 厚生労働省提供データ）

※ 目標：平成24年度において70%とすること

(2) 特定保健指導実施率

9.8%（平成20年 厚生労働省提供データ）

※ 目標：平成24年度において45%とすること

2 医療の効率的な提供の推進

(1) 平均在院日数

35.5日（平成18年） → 35.3日（平成21年）

※ 目標：平成24年において29.8日にすること

(2) 療養病床

2,990床（平成18年10月） → 2,807床（平成21年7月）

※ 目標：平成24年度において1,803床とすること

注1 当該目標については、国の中間評価において「計画に即して再編成を推進することが実態にそぐわないのではないかとの懸念があることから、療養病床に係る目標は凍結し、目標数へ向けた機械的削減は行わない」こととされていること。

2 本県の中間評価においては、「引き続き医療機関が自主的に行う療養病床の転換を円滑に進めるための取組を行いつつ、医療機関の機能分化・連携、在宅医療・地域ケアについての取組を推進していく必要がある」ものとしていること。

●医療費適正化計画の目標達成によって予想される医療費の削減効果の見通し（策定時点）

- 医療費適正化計画に基づく取組を実施しなかった場合、平成24年度において、総医療費が3,833億円に達し、老人医療費の総医療に占める割合は39.0%になると予想されている。

年度	総医療費（億円）					
	合計①	70歳未満	70歳以上	75歳以上 （再掲）②	公費医療	②／①
平成20年度	3,605	1,774	1,727	1,277	104	35.4%
平成24年度	3,833	1,781	1,944	1,494	108	39.0%

※資料：都道府県医療費の将来推計の計算ツールVer3（厚生労働省）による推計

- 医療費適正化計画に基づく取組が効果的に実施され目標が達成された場合、平成24年度における総医療費は、3,728億円と予想され、医療費の削減効果は105億円、老人医療費の占める割合は37.9%になるものと予想されている。

区分	総医療費（億円）					
	合計①	70歳未満	70歳以上	75歳以上 （再掲）②	公費医療	②／①
適正化効果を見込まない場合	3,833	1,781	1,944	1,494	108	39.0%
適正化効果を見込んだ場合	3,728	1,781	1,844	1,413	103	37.9%

※資料：都道府県医療費の将来推計の計算ツールVer3（厚生労働省）による推計